

精神保健福祉士及び管理栄養士における実務経験の施設に関する規定等

資格名	規定（一部抜粋）
精神保健福祉士	○精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） （受験資格） 第7条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 4 短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの ○精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号） （指定施設の範囲） 第2条 法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 1 精神科病院 2 市役所、区役所又は町村役場 3 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター 4 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター 5 医療法に規定する病院又は診療所 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター 7 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設 8 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所 10 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター 11 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設 12 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム 14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設 ○精神保健福祉士法施行規則第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号） 1 精神障害者地域生活支援センター 2 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設 3 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設 4 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設 5 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設 ○指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日厚生労働省障害保健福祉部長通知） 厚生労働大臣の個別認定及び当該認定に係る施設における職種に係る業務の範囲の確認の取扱いについては次のとおりとする。 （1）個別認定に係る認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 （精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例） 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 1、2（1）から（4）まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。 ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。 （ア）当該施設設置者と雇用関係を有していること。 （イ）労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。 エ ウに定める「専任」の判断基準は、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。
管理栄養士	○栄養士法（昭和22年法律第245号） 第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。 1 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者 2 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者 3 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者 ○栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号） （施設の指定） 第16条 法第5条の3第1号から第3号までの規定による厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 1 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの 2 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設 3 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 4 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 5 前各号に掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設